

## ◆壁面の位置の制限について【東葛西五丁目付近地区地区計画】

「建築物の外壁又はこれに代わる柱の面」には、以下のものを含みます。

軒、庇、手すり、戸袋、出窓、ベランダ、バルコニー、  
外壁の開口部に設ける扉・窓で外開きの部分等

※次に掲げるものは除きます。

- ①地盤面からの高さが2.5m以上に設ける軒、庇、手すり、戸袋、  
床面積に算入されない出窓その他これらに類するもの
- ②外壁の開口部に設ける扉、窓で外開きの部分その他これらに類するもの

※角敷地における「道路等が交差する部分」の壁面後退では、設置する  
高さに関わらず上記は全て対象となりますのでご注意ください。

<お問い合わせ先>

江戸川区役所都市開発部

都市計画課都市計画係

電話：03-5662-6369